平成２２年（フ）第２１４３号
埼玉県和光市白子２丁目26番11―1002号
債務者　北條　秀夫
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２１４４号
埼玉県和光市白子２丁目26番11―1002号
債務者　北條　恵子（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２１８４号
さいたま市北区日進町３丁目767番地８　石井光子方
債務者　中田眞規子
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６０号
埼玉県川口市芝１丁目28番13号　芝一荘２Ｆ203号室
債務者　佐野かずみ
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７３号
さいたま市南区内谷３丁目１番16号　メゾン高島102号室
債務者　矢口　愛里
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４８号
埼玉県所沢市大字荒幡176番地の５　グリーンコート淵江101
債務者　柳田　勝次
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４号
京都府与謝郡伊根町字六万部61番地67
債務者　吉田　康幸
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２３年（フ）第５号
京都府与謝郡伊根町字六万部61番地67
債務者　吉田　政子
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２２年（フ）第４０４４号
札幌市西区発寒７条５丁目１番20―203号
債務者　菅　　和子
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４０５９号
札幌市手稲区手稲本町２条１丁目２番18号　アークヒル本町205号
債務者　中西　幹人
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４０６９号
札幌市白石区北郷１条３丁目４番12―102号
債務者　山本　真次
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４０７８号
札幌市東区北32条東17丁目２番３号　ＹＳコート32―201号
債務者　山本　直樹
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４１３３号
札幌市東区北20条東７丁目１番15号　フラワーガーデン202号
債務者　竹内　　仁
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４１３７号
北海道千歳市文京１丁目２番地の１
債務者　鎌田　早織（旧姓泉波）
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４１４２号
札幌市清田区里塚３条２丁目７番３号
債務者　冨塚由紀子（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４１６４号
札幌市東区北10条東８丁目１番９―304号
債務者　田元　清江（旧姓豊福）
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３１号
札幌市清田区北野５条５丁目15番23号　サンローゼ北野Ａ―107号
債務者　太田　李奈
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５号
札幌市厚別区厚別西５条６丁目２番23号
債務者　手塚　雅之
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部